

平成30年度 第1回 荒川区清掃審議会

次 第

- 1 日 時 平成30年4月24日（火）
 午後3時00分から4時00分まで（予定）

- 2 会 場 あらかわエコセンター 2階 環境研修室

- 3 次 第
 (1) 開会
 (2) 会長及び副会長の選任
 (3) 資源物の持ち去り禁止に関する条例改正について【資料2】

- 4 配付資料
 【資料1】 荒川区清掃審議会委員名簿
 【資料2】 資源物の持ち去り禁止に関する条例改正について
 【資料3】 清掃審議会に関する条例等

荒川区清掃審議会委員名簿

平成30年4月1日現在

【学識経験者】

崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
小野田 弘士	早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科教授

【区議会議員】

北城 貞治	荒川区議会議員
町田 高	荒川区議会議員
中村 尚郎	荒川区議会議員
安部 キヨ子	荒川区議会議員
清水 啓史	荒川区議会議員

【区民・事業者】

横山 しげ子	荒川区女性団体の会
大久保 信隆	荒川区リサイクル事業協同組合
大木 武司	東京青年会議所荒川区委員会
瀬口 高雄	荒川区環境清掃推進連絡会 荒川区町会連合会
中村 通夫	荒川区商店街連合会 荒川なかまち通り商店会
湯田 啓一	東京商工会議所荒川支部
和田 美奈子	区民委員（公募）

【区職員】

佐藤 安夫	副区長
-------	-----

※任期は荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例により2年間（委員が欠けた場合の任期は前任者の在任期間）であり、現委員の任期は平成30年11月30日までとなっている。

資源物の持ち去り禁止に関する 条例改正について

(荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正)

平成30年4月24日

荒川区環境清掃部清掃リサイクル課

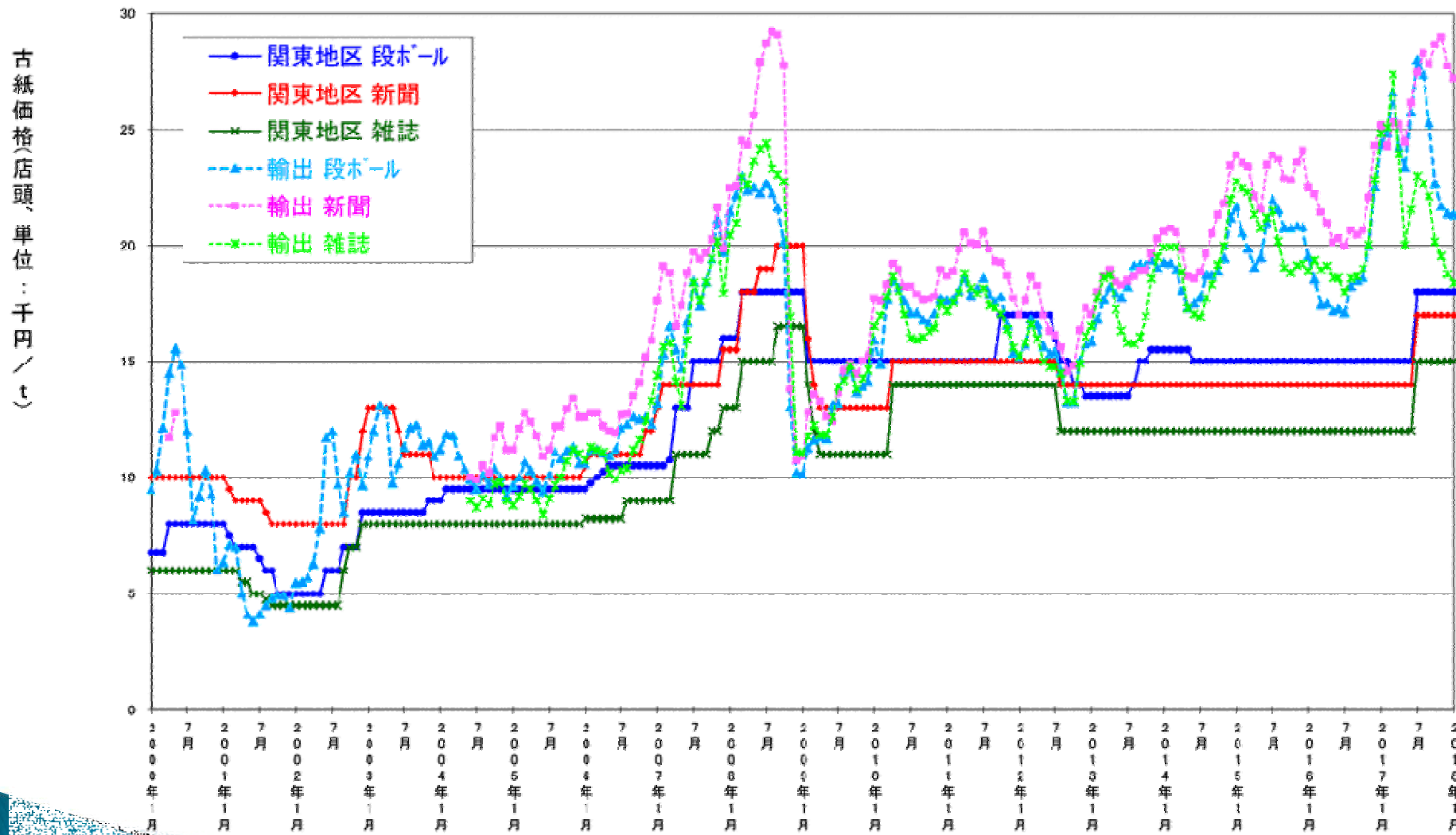
資源物の持ち去りとは？

回収場所に出された資源物を、許可なく無断で持ち去る行為のことをいう。これは区民のリサイクル意識や行動に水を差す行為であり、大きな問題となっている。



持ち去り行為の背景～古紙価格の上昇～

関東地区の古紙価格ならびに古紙輸出価格の推移グラフ(2000年1月～)



出典: 関東製紙原料直納商工組合ホームページ(平成30年3月30日閲覧)

なぜ条例が必要なのか？①

荒川区では平成15年から、町会、資源回収事業者、区との協働による資源物の集団回収を実施している。



区民1人当たりの集団回収での資源回収量 13年連続で23区中1位

なぜ条例が必要なのか？②

あらかじめ方式の集団回収

町会

荒川区リサイクル
事業協同組合

分別

回収



回収量の報告

区

円滑実施のための調整

持ち去り行為

集団回収の円滑な
実施を阻害

条例制定による
集団回収の支援

荒川区の持ち去り被害についての状況

●区民からの電話での問い合わせ件数

平成29年度 12件

平成28年度 0件

平成27年度 1件

●町会・回収事業者等からの情報提供 約20件（平成29年度） 情報提供を受け、区職員が町会をパトロール中に持ち去り行為者を発見。

⇒現行条例では持ち去りの禁止規定がないため、注意のみ
行い、立ち去った。（翌週以降も他地域で同一犯
と思われる者が持ち去り行為を行っているとの情報あり）

持ち去り禁止条例の種類

	規制方法
所有権明確化タイプ	<ul style="list-style-type: none">• 資源物の占有権・所有権を明記して、持ち去り行為が窃盗罪の構成要件を充たすように規定する。 ⇒資源物の占有・所有状態が明確でなければ、窃盗罪の適用が難しい。
禁止命令タイプ	<ul style="list-style-type: none">• 持ち去り行為そのものを禁止し、禁止命令に違反した者に罰則を科す。 ⇒資源物の占有権・所有権を明記する必要がない。

平成20年の最高裁判決で、他区の条例（禁止命令タイプ）が有効であるとの判決が下されて以降、禁止命令タイプの条例制定が主流となっている。**荒川区の条例も禁止命令タイプである。**

資源物の持ち去り禁止に関する条例改正

1. 目的

◆資源の持ち去りを禁止し、資源回収の安定的な実施を図る。

2. 条例において定めること

◆資源回収場所からの資源物の持ち去りを禁止し、これに違反した場合に罰則を科す。

◆23区の資源(新聞・古紙)持ち去り量と被害額推計

項目	推計値
回収実績(トン)	65,778
持ち去り推定量(トン)	34,528
持ち去り率	34.4%
被害額(千円)	1,208,480

出典(社)東京都リサイクル事業協会資料(平成21年)

◆23区の持ち去り禁止条例の制定状況

条例あり	条例なし
18区	5区

◆23区の罰則規定の有無

罰則あり	罰則なし
16区	2区

※平成30年3月現在

定義と関係者に求めること

3. 定義

- ◆**集団回収** 町会などのリサイクル推進団体が、資源物を回収する活動

4. 関係者に求めること

- ◆**区** : 禁止命令に違反した者に対する罰金刑及び公表
- ◆**町会・自治会等** : 資源回収拠点の指定及び表示、集団回収事業者への委託
(リサイクル推進団体)
- ◆**集団回収事業者** : 資源物の収集運搬を行うための登録
集団回収に使用する車両であることの掲示

経過措置として、現に集団回収を行っている団体は、改正後の規定による登録を受けた団体とみなすこととする。

対象となる場所と禁止行為

5. 対象となる場所

◆ 資源回収拠点、ごみ集積所

資源回収拠点は、リサイクル推進団体が、集団回収によって資源物を集積するために、区長に申し出を行い、区長が台帳に記録した場所とする。
ごみ集積所は、家庭廃棄物等を収集するために、これらを排出すべき場所として、規則で定めるところにより設置された場所とする。

6. 禁止行為

- ◆ 資源回収拠点に置かれた資源物は、リサイクル推進団体から委託を受けた集団回収事業者以外の者が収集運搬してはならない。
- ◆ ごみ集積所に置かれた資源物は、区長又は区長から委託を受けた者以外の者が収集運搬してはならない。

実効性の担保と条例の施行時期

7. 実効性の担保

◆違反した者に対しては、罰則を適用

リサイクル推進団体から委託を受けない者が資源回収拠点に置かれた資源物を収集運搬した場合、及び区長から委託を受けない者がごみ集積所に置かれた資源物を収集運搬した場合には、罰則が適用される。

荒川区では禁止命令と5万円以下の過料を科し、禁止命令に従わない場合には、20万円以下の罰金を科すこととする。

また、禁止命令に従わない場合で、必要があると認めるときは、その旨を公表できることとする。

8. 条例の施行時期

◆条例の趣旨、規制内容等について、十分な周知に努めたうえ、平成30年10月の施行を予定

パブリックコメント用資料

資源物の持ち去り禁止に関する 条例改正について

パブリックコメント受付期間

平成30年4月25日（水）～平成30年5月14日（月）



平成30年4月
荒川区

パブリックコメントに当たって

▽応募できる方

区内在住、在勤及び在学の方

区内に事務所・事業所を有する個人、法人及び各種団体

本条例により影響を受ける個人、法人及び各種団体

▽意見の提出方法

郵送、ファックス又は電子メールで御応募ください。

また、下記「意見の提出先」に直接お持ちいただいてもかまいません。

*住所・氏名（ふりがな）又は団体名、年齢、電話番号及び御意見を御記入ください。

▽意見の提出期限

平成 30 年 5 月 14 日（月）必着

▽意見の提出・問合せ先

〒116-0001 荒川区町屋 5-19-1

荒川区清掃リサイクル課計画係

電話：03-3802-3111 内線 470 F A X：03-5692-6699

電子メール：seiso-recycle@city.arakawa.tokyo.jp

資源物の持ち去り禁止に関する条例改正について

[背景]

荒川区では、古紙、びん、缶等の回収について、全国に先駆けて行政回収から集団回収への移行を図るなど、区民と区が一体となつてごみの減量、資源化に取り組んできました。

一方で、近年の資源価格の上昇に伴い、全国的に回収場所に出された資源物を無断で持ち去る行為が発生し、区内でも増加傾向にあります。

古紙等の資源物を持ち去る行為は、区民と区の連携関係や地域コミュニティにおける協力関係を損なう行為であることから、荒川区では「荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」において、資源物の持ち去りを禁止する規定を追加し、その根絶を図ります。

1 目的

資源物の持ち去りを禁止し、資源回収の安定的な実施を図ります。

2 条例において定めること

資源物の持ち去りを禁止し、これに違反した場合には罰則を科すことを定めます。

3 定義

▽集団回収 町会等のリサイクル推進団体が、資源物を回収する活動と定めます。

4 関係者に求めること

▽荒川区 : 過料を科すこと、禁止命令に違反した者に対する罰金刑等の刑事告発及び公表、リサイクル推進団体、集団回収事業者及び資源回収拠点の登録

▽町会・自治会等 : リサイクル推進団体の登録及び資源回収拠点の指定並びに(リサイクル推進団体) 表示、集団回収事業者への委託

▽集団回収事業者 : 資源物の収集運搬を行うための登録及び集団回収に使用する車両であることの掲示

*経過措置として、町会・自治会等で現に集団回収を行っている団体は、改正後の規定による登録を受けた団体とみなすことを定めます。

5 対象となる場所

▽ごみ集積所、資源回収拠点

*ごみ集積所は、家庭廃棄物等を収集するために、これらを排出すべき場所として、規則で定めるところにより設置された場所と定めます。

資源回収拠点は、リサイクル推進団体が、集団回収によって資源物を集積するために、区長に申し出を行い、区長が台帳に記録した場所と定めます。

6 禁止行為

▽ごみ集積所に置かれた資源物は、区長又は区長から委託を受けた者以外の者が収集運搬してはならないことを定めます。

▽資源回収拠点に置かれた資源物は、リサイクル推進団体から委託を受けた集団回収事業者以外の者が収集運搬してはならないことを定めます。

7 実効性の担保

区長から委託を受けていない者がごみ集積所に置かれた資源物等を収集運搬した場合、及びリサイクル推進団体から委託を受けていない者が資源回収拠点に置かれた資源物等を収集運搬した場合には、罰則を適用することを定めます。

荒川区では禁止命令と共に5万円以下の過料を科し、禁止命令に従わない場合には、20万円以下の罰金を科すことを定めます。

また、禁止命令に従わない場合で、必要があると認めるときは、その旨を公表できることを定めます。

資源物の持ち去り禁止に関する条例改正に対する意見

住所	電話番号
学校・勤務先等（荒川区外にお住まいの方のみご記入ください）	電話番号
氏名（団体名）	年齢
ご意見（自由記入欄）	
意見の送付先	
〒116-0001 荒川区町屋5-19-1 荒川区環境清掃部清掃リサイクル課計画係 FAX：03-5692-6699 電子メール： seiso-recycle@city.arakawa.tokyo.jp	

[締切：平成30年5月14日（月）]

荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例より抜粋

(荒川区清掃審議会)

- 第7条 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議するため、荒川区清掃審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 区長は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本方針その他重要な事項の決定に当たっては、審議会に諮るものとする。
 - 3 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 一般廃棄物の減量及び処理に関する基本方針に関すること。
 - 二 その他重要な事項に関すること。
 - 4 審議会は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項に関して、区長に意見を述べることができる。
 - 5 審議会は、学識経験者、区議会議員、区民、事業者等のうちから区長が委嘱または任命する委員15人以内をもって組織する。
 - 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が定める。

荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則より抜粋

(荒川区清掃審議会の構成)

- 第3条 条例第7条第5項に規定する荒川区清掃審議会（以下「審議会」という。）の委員の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

一	学識経験者	2人以内
二	区議会議員	5人以内
三	区民・事業者	7人以内
四	職員	1人

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

- 第6条 会長は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

- 第7条 審議会の庶務は、環境清掃部清掃リサイクル課において処理する。

荒川区清掃審議会の運営に関する要綱

平成 12 年 11 月 21 日制定
(12 荒環清発第 101 号)
(助 役 決 定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年荒川区条例第 25 号。以下「条例」という。）第 7 条第 7 項の規定に基づき、荒川区清掃審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 会長は、審議会を招集する場合において、審議会の日時、場所及び議案件名を招集期日の 7 日前までに、条例第 7 条第 5 項に規定する委員（以下「委員」という。）に通知しなければならない。

(会議の公開)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、これを公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の一部又は全部を非公開することができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、荒川区情報公開条例（昭和 63 年荒川区条例第 34 号）第 9 条各号に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるとき。

(非公開の決定方法)

第 4 条 会長又は委員において、前条ただし書の規定に該当すると認められるときは、会議にはかり、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定することとする。

2 前項に該当するときは、会長は、会議を中断するとともに、非公開として会議を続けるものとする。

(会議の公開の方法)

第 5 条 会議を傍聴できる者の定員は、原則として 5 人以内とする。ただし、会議を行う場所等の都合により員数を変更することができる。

2 傍聴の申請方法並びに傍聴人の決定、遵守事項その他会議の公開に必要な事項は、荒川区清掃審議会の傍聴の取扱に関する要領（平成 12 年 11 月 21 日制定。以下「要領」という。）において定めるところによる。

(傍聴できない者)

第 6 条 次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を

所持している者

- (2) 拡声器の類を所持している者
 - (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を所持している者
 - (4) はち巻、腕章(報道関係者が着用する腕章を除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は所持している者
 - (5) 録音機、写真機、撮影機の類を所持している者。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) 異様な服装をしている者
 - (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 会長は、傍聴人が要領に定められた遵守事項に反する行為をしていると認められるとき又は前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議開催の公表)

第7条 会議の開催は、公開又は非公開にかかわらず、原則として会議の開催期日の14日前までに公表する。

2 前項により公表する内容は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議名
- (2) 日時
- (3) 場所
- (4) その他

(議事録)

第8条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 会議の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事のてんまつ
- (5) その他審議会の経過に関する事項

2 議事録は、荒川区情報公開条例に基づき公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、議事録の全部又は一部を非公開とする。

- (1) 第3条の規定により会議を非公開とした部分
- (2) 個人に関する情報で、特定の個人が識別され得る情報

(委任)

第9条 審議会の運営について、この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

荒川区清掃審議会の傍聴の取扱に関する要領

平成 12 年 11 月 21 日制定
(12 荒環清発第 101 号)
(部 長 決 定)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、荒川区清掃審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、荒川区清掃審議会傍聴券（以下「傍聴券」という。）の交付を受け、これを所持しなければならない。

- 2 傍聴券（別記第 1 号様式）の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に所定の事項を記入しなければならない。
- 3 傍聴人は、傍聴券を他人に譲渡することができない。
- 4 傍聴人は、会議室に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従って傍聴席に着かなければならない。
- 5 傍聴人が傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。

(傍聴席の区分)

第 3 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴人の定員等)

第 4 条 会議の傍聴を希望する者が荒川区清掃審議会の運営に関する要綱（平成 12 年 11 月 21 日制定。以下「要綱」という。）第 5 条に定める定員を超えたときは、くじにより傍聴人を決定することとし、くじで定めた者 5 人をもって傍聴人とする。この場合において、荒川区の区域内に住所を有する者及び利害関係人を優先することはしない。

(傍聴人の遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、会議を傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 帽子、外とう、えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話、その他無線機の類を使用しないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 要綱第4条の規定により、会議の非公開を決定したときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、ラジオ、テレビ等の録音もしくは録画等をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(報道関係者の傍聴)

第7条 報道関係者は、非公開以外の会議を傍聴することができる。

2 報道関係者は、傍聴証(別記第2号様式)の交付を受け、これを所持しなければならない。

3 第2条の規定(第2項の規定を除く。)は、報道関係者の会議の傍聴について準用する。この場合において、前項の規定により交付を受けた傍聴証をもって傍聴券とみなす。

4 第6条の規定は、報道関係者が遵守すべき事項について準用する。